

社会福祉法人 日本フレンズ奉仕団 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日本フレンズ奉仕団（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費は支払わないものとする。

(理事及び評議員の報酬等の算定方法)

第4条 理事長及び業務執行理事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のため業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

4 職員が理事に就任することで年度内に不利益が生じた場合、評議員会で定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

5 常勤の役員には期末勤勉手当を別表2により支給できるものとする。

(監事の報酬等の算定方法)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときには、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び交通費を支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員及び評議員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定め

る時期とする。

(1) 理事長及び業務執行理事の報酬については、支給日は25日（その日が土曜日、日曜日、祝日に当たるときはその前日）とする。

2 役員及び評議員に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

(出張旅費及び費用弁償)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 「役員が業務執行（通勤も含む）のためにタクシーを使用することのできる場合として、①身体障害等やむを得ない事情のある場合②公共交通機関の事故が発生した場合③業務遂行上利用することに合理的な理由がある場合とする。

(兼務職員)

第8条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

この規程の一部改定は、平成29年4月1日から適用する。

この規程の一部改定は、令和4年度定時評議員会終結の時から適用する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	交通費
理事会出席報酬等	10,000円 (*)	実 費
評議員会出席報酬等	10,000円 (*)	実 費

別表2 (第4条及び第5条関係)

名 称	報 酬	交通費
理事長業務報酬等	月額200,000円	実 費
業務執行理事報酬	月額82,000円	実 費
理事及び評議員業務報酬等	10,000円 (*)	実 費
監事業務報酬等	10,000円 (*)	実 費
監事監査指導報酬等	15,000円 (*)	実 費
期末勤勉手当	1年度において役員報酬総額を超えない範囲で、かつ月次報酬額の2.5ヶ月分を上限として理事会が定める額	

別表3 (第6条関係)

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	15,000円	10,000円 (*)	実 費

(*) 報酬は、給与所得の源泉徴収税額表（日額表乙欄）による源泉徴収税額控除後の金額とする